

2 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定について

1 改定の内容

児童発達支援事業所（非重心）及び放課後等デイサービス事業所（非重心）において、看護職員を配置して医療的ケア児に医療的ケアを提供しつつ児童発達支援等を提供したときに、医療的ケア児の医療的ケアの新判定スコア（別紙1参照）の点数に応じて段階的な評価を行うこととなった。

具体的には、新判定スコアに応じ、以下の区分と基本報酬になります。

例1) 児童発達支援（非重心）・主に未就学児・定員10人

- ・ 医療的ケア区分に非該当・・・・・・・・・・885 単位/日
- ・ 3点～15点（医療的ケア区分1）・・・・1,552 単位/日
- ・ 16点～31点（医療的ケア区分2）・・・・1,885 単位/日
- ・ 32点以上（医療的ケア区分3）・・・・2,885 単位/日

例2) 放課後等デイサービス（非重心）・区分1（3時間以上）

授業終了後に行う場合・定員10人

- ・ 医療的ケア区分に非該当・・・・・・・・・・604 単位/日
- ・ 3点～15点（医療的ケア区分1）・・・・1,271 単位/日
- ・ 16点～31点（医療的ケア区分2）・・・・1,604 単位/日
- ・ 32点以上（医療的ケア区分3）・・・・2,604 単位/日

2 令和3年4月以降の決定に当たっての事務の取扱い

新判定スコアは医師が判定する必要があることから、給付決定申の際に、医療的ケア児の保護者が、医師に新判定スコアを判定してもらい、これを支給決定の区・支所に提出します。

支給決定の区・支所において、新判定スコアの点数を確認し、非該当から医療的ケア区分のいずれかの分類を決定し、受給者証に印字します。

新判定スコアは、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっています。基本スコアは医療行為の該当の有無についての評価であり、旧判定スコアと同様、保護者や主治医、看護職員等への聞き取り等により事業所で判断することが可能とされています。

一方、「見守りスコア」は、医療的ケアを実施する上でのリスクについて、医療機器のトラブルが命に係わるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価であり、医師による判断が必要となります。なお、新判定スコ

アの「点数」が必要な場合は、「基本スコア」と「見守りスコア」共に医師が判断する必要があるとされています。

3 判定に当たっての経過的な取扱い

上記2の取扱いは令和3年4月から施行されますが、4月時点では保護者が新判定スコアを準備することが難しいことが想定されるため、令和4年6月末まで、医療的ケア区分を決定する上で、新判定スコアに準ずる方法で点数を確認することも可能とされています。

具体的な確認方法としては、以下のように想定しています。

【経過措置】

現に看護職員加配加算を算定している児童発達支援事業所（非重心）又は放課後等デイサービス事業所（非重心）または支給決定保護者において、別添「旧判定スコアから新判定スコアの置き換え方法（別紙2）」における旧判定スコア部分を記載し、支給決定保護者等から支給決定の区・支所へ支給申請書(変更)とともに提出します。区・支所においてその結果を新判定スコアの点数に読み替えて、結果を受給者証に印字します。

なお、この取扱いは、国により、保護者が短期間で新判定スコアを用意することが困難であることが想定されるための配慮とされているので、保護者が新判定スコアを用意できる場合は、新判定スコアにより決定することになります。

また、旧判定スコアには「見守りスコア」がない分、新判定スコアによる点数より低い点数になります。そのため、保護者が新判定スコアを用意でき次第、新判定スコアに基づく医療的ケア区分に分類し直すことも可能とします。

なお、経過措置が終了する令和4年7月サービス提供分以降の報酬請求に当たっては、新判定スコアに基づき報酬請求をすることになります。

4 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定

(1) 給付決定保護者等への周知

児童発達支援（非重心）又は放課後等デイサービス（非重心）の支給申請（更新・新規）を行う保護者に対して、あらかじめ新判定スコアの準備をお願いする旨、事業所においても周知のご協力をお願いします。

なお、ここでの「医療的ケア」とは、新判定スコアの項目に限られるため、新判定スコアで点数がつかないことが見込まれる障害児の場合、新判

定スコアの提出は不要となります。

(2) 現に看護職員加配加算を算定している事業所（非重心）への対応

児童発達支援事業所（非重心）又は放課後等デイサービス事業所（非重心）は、「医療的ケア児」の基本報酬区分の創設に伴い看護職員加配加算が廃止されます。

そのため、現に看護職員加配加算を算定している児童発達支援事業所（非重心）又は放課後等デイサービス事業所（非重心）については、速やかに医療的ケア区分による基本報酬を算定できるようにする必要があります。

そこで、看護職員加配加算を算定している事業所を利用する医療的ケア児については、上記3の経過的な取扱いを活用するなどして、医療的ケア区分の決定を行い、4月のサービス提供に係る請求から、医療的ケア児区分に応じた報酬を請求できるようにします。

参 考

～通常と異なる組み合わせの利用について～

障害児（重心児以外）が、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所等を利用する場合等の基本報酬の取扱いは下表のとおり。こうした利用の場合も、新判定スコアによる給付決定が必要となります。

児童の障害の分類	施設の種類	算定する基本報酬	改定後の医療的ケア児に係る基本報酬
障害児（重心児以外）	一般の事業所	885 単位 等	1,552 単位 等
障害児（重心児以外）	主として重症心身障害児を通わせる事業所	885 単位 等	1,552 単位 等
重症心身障害児	一般の事業所	885 単位 等	1,552 単位 等
重症心身障害児	主として重症心身障害児を通わせる事業所	2,098 単位 等	適用なし ※もともと基準人員に看護職員が配置されているため、基本報酬は同じ。

(注) 表中、主として重症心身障害児を通わせる場合以外の指定児童発達支援事業所等は「一般の事業所」と記載。